

岩手大学検定料の免除に関する規則

平成23年12月2日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「学則」という。）第64条及び国立大学法人岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第41条の規定に基づく岩手大学（以下「本学」という。）における検定料の免除、並びに学則第67条第4項及び大学院学則第44条の規定に基づく検定料の返還に関し、必要な事項を定める。

(免除の要件)

第2条 免除の対象となる入学試験は、災害救助法の適用となる災害の発生により被災した日以降に実施されるものであり、かつ、当該災害の属する年度に実施されるものとする。

2 検定料の免除は、本学に入学を志願する者（以下「志願者」という。）のうち、次の各号のいずれかの要件を満たす者を対象とする。

- 一 本人又は学資を主として負担している者が、災害救助法の適用を受けた地域に居住し、居住家屋について地方公共団体が行う全半壊、全半焼、流失の罹災証明を得ることができる者
- 二 学資を主として負担している者が災害救助法の適用を受けた災害に起因して、死亡又は行方不明の者
- 三 学資を主として負担している者が災害救助法の適用を受けた災害に起因して、失職した者
- 四 その他、前3号に準ずる者であり、本学学長が特に必要と認める者

(申請)

第3条 前条の要件を満たす者で、検定料の免除を申請しようとする者は、出願時に、次の各号に掲げる書類等を提出しなければならない。ただし、出願時に第2号から第5号に掲げる書類等（以下「証明書等」という。）を提出できない者は、検定料を納付し、第1号に掲げる書類を提出するものとする。この場合、証明書等が発行され次第、速やかに提出しなければならない。

- 一 検定料免除申請書（別紙様式1）
- 二 市区町村長又は消防署長発行の罹災証明書等（前条第1号により申請する者）
- 三 学資を主として負担している者の死亡等を証明する書類（前条第2号により申請する者）
- 四 学資を主として負担している者の失職を証明する書類及び雇用保険受給証明書（前条第3号により申請する者）
- 五 その他、被害を証明できる書類（前条第4号により申請する者）

(審査)

第4条 免除は、前条第1号の検定料免除申請書及び前条第2号から第5号に掲げる各書類等の提出による申請に基づき、審査のうえ、学長が許可する。

(免除の額)

第5条 検定料の免除の額は、その全額とする。

(返還)

第6条 第2条の要件を満たす者が、出願受付等が終了した入学試験の受験に際し、納付した検定料の返還を希望する場合は、納付金返還請求書(別紙様式2)及び第3条に掲げる書類等により申請するものとする。

2 第1項の申請に基づき、審査のうえ、学長が許可した場合に返還するものとする。

(免除の取り消し)

第7条 第3条に基づき提出された書類等に虚偽の記載事項があった場合は、免除を取り消し、直ちに検定料を納付させるものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、検定料の免除の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年12月 2日から施行し、平成23年4月1日から適用する。ただし、平成23年3月11日発生の東日本大震災により被災した者が受験する入学試験については、平成22年度に実施した入学試験を除き、第2条第1項の規定にかかわらず、検定料免除の対象とする。
- 2 前項ただし書きの実施については、平成23年度以降の毎年度末に検討することとする。なお、実施しないことを決定した年度以後の扱いについては、この限りでない。
- 3 この規則は、科目等履修生及び研究生の検定料については、適用しない。